

看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み事項

令和 7 年 4 月 1 日
医療法人社団藤寿会 佐藤病院
院長 富松 聡一

1. 看護職員の負担軽減および処遇の改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担の軽減及び処遇に関する責任者
事務長 三島 章久
- (2) 看護職員の勤務状況の把握等
 - ①勤務時間 平均週 37.5 時間(うち労働外時間 0 時間)
連続勤務 5 日以内、勤務状況、有給取得率、時間外業務の把握、指導
 - ②夜勤に係る配慮(変則 2 交代)
勤務後の暦日の休日の確保、夜勤回数平均 5 回/月、仮眠 2 時間を含む休憩時間の確保
- (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議
開催頻度：月 1 回
参加人数：過半数以上
- (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
計画の策定ならびに年 1 回の見直し
院内掲示等により関係者に対する計画の周知を図る
- (5) 取り組み事項の公開
院内掲示

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

- (1) 業務量の調整
時間外労働が発生しないような業務量の調整
- (2) 看護職員と他職種との業務分担
薬剤師、臨床検査技師、放射線技師、管理栄養士、医療事務
- (3) 看護補助者の配置
日常生活の支援や病棟内環境整備など
夜勤時間帯の夜勤・早出・遅出シフト勤務体制等配置の工夫など
- (4) 多様な勤務形態の導入
非常勤夜勤専従看護師の活用

3. 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

- (1) 11 時間以上の勤務間隔の確保
- (2) 夜勤の連続回数 2 回まで
- (3) 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫
- (4) 看護補助者の夜間配置並びに夜間帯の早出・遅出等の配置工夫